

移住・就業支援事業補助金の申請を予定している東京圏から移住された方へ

世帯 **100** 万円、単身 **60** 万円

※18歳未満の世帯員一人につき100万円を加算
(上限300万円)

移住・就業支援事業補助金

移住・就業支援金の対象

次の①～③すべてに該当する方が対象となります。

① 次のすべてに該当する方

- ・移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏※1(条件不利地域※2を除く)に在住し、東京23区に通勤※3をしていた方。(東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等に就職した方は、通学期間も対象期間として加算可能)
- ・移住する直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏※1(条件不利地域※2を除く)に在住し、東京23区に通勤※3をしていた方。

② 次のいずれかに該当する方

- ・静岡県のマッチングサイトに移住・就業支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方
- ・静岡県の事業による起業支援金の交付決定を受け、補助金の申請時において交付決定日から1年以内の方
- ・【専門人材】プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方
- ・【テレワーク人材】所属企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠として、移住元での業務を引き続きテレワークで行う方
- ・【関係人口人材】市内の事業所に正規で就職している方又は市内で農林水産業や家業に就業している方であつて、次に掲げる事項のいずれかに該当する方

ア 過去に連続して3年以上御前崎市に居住していた者

イ 3親等以内の親族が御前崎市に居住している者

ウ 御前崎市内の高校に通学していた者

エ 転入前に本人の申出により御前崎市が実施する移住現地案内に1回以上参加した経験を有する者

オ 転入前直近3年間のうち1回以上御前崎市へふるさと納税をした者

③ 次のすべてに該当する方

- ・申請時において、移住後1年以内である方。
- ・申請日から5年以上、継続して居住する意思がある方。

※1 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 条件不利地域 詳細はお問合せください。

※3 通勤 雇用者としての通勤にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

※予算管理等の都合上、住民登録時点で
申請見込みの方を確認させていただいております。

移住・就業支援事業補助金の申請を予定されている
方は、転入後速やかにご連絡ください。



静岡県御前崎市

東京23区在住者
23区への通勤者

移住・就業支援事業補助金に関するお問合せ先

□ 御前崎市役所 御前崎市池新田 5585 番地

▶ 企画政策課 (補助金制度全般に関すること)

電話：0537-85-1161 メール：kikaku@city.omaezaki.shizuoka.jp

▶ 商工観光課 (就業・起業に関すること)

電話：0537-85-1135 メール：shokan@city.omaezaki.shizuoka.jp

